

令 3 市秋評委第 2 号
令和 3 年 1 2 月 2 0 日

秋田市長 穂 積 志 様

地方独立行政法人市立秋田総合病院
評価委員会委員長 鈴木 明文

地方独立行政法人市立秋田総合病院第 2 期中期目標の
一部変更について（答申）

令和 3 年 1 1 月 1 9 日付け令 3 福総第 2 5 1 4 号で諮問のあった地方独立行政法人市立秋田総合病院第 2 期中期目標の一部変更について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 3 項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人市立秋田総合病院第 2 期中期目標の一部変更について、案のとおり定めることに意見はありません。

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標（案）

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行した。

市立病院は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする中期目標（以下「第1期中期目標」という。）の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、地域包括ケア病棟や基幹型認知症疾患医療センターを設置するなど、回復期医療や高度・専門的な医療の提供等を充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会構造が変化する中で、これまで以上に医療ニーズに対応した医療提供体制の整備・充実や切れ目のない医療および介護の提供体制の構築などが求められている。

こうした社会情勢の変化や第1期中期目標期間で達成した成果等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供

公的医療機関として、結核・精神・感染症等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急を引き続き実施し小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。また、患者満足度調査の実施および結果の分析により、

業務運営改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の構築

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制の構築を図ること。

4 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

5 医業収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、中期目標期間中における経常収支の黒字を堅持し、安定した財務基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。

2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

3 新たな人事制度の運用等

(1) 新たな人事制度の運用

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討すること。

(2) 就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働き続けることができる就労環境の整備に努めること。

4 病院の改築と医療機能の拡充

施設・設備の老朽化・狭あい化の解消および医療の高度化・専門化に対応した機能の拡充等を図るため、病院の改築を計画的に進めること。また、随時、病院の改築に係る進捗状況を市民へ情報発信すること。